

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団
第 11 回 理 事 会
議 事 次 第

日時:2024 年 4 月 30 日(火) 14 時 00 分～

場所:JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3階 会議室8

1 開 会

2 議 事

(1) 決議事項

- ・第1号議案 東京 2025 世界陸上競技選手権大会 ボランティアの募集概要について
- ・第2号議案 財産管理規程の改正について
- ・第3号議案 東京 2025 世界陸上競技選手権大会 チケット販売概要について

(2) 報告事項

- ・「500 Days to Go！開催まであと 500 日！」キャンペーンについて
- ・SNS 本格稼働(5月)について
- ・その他

3 閉 会

【配付資料】

- ・ 東京 2025 世界陸上競技選手権大会 ボランティアの募集概要について ……資料1
- ・ 財産管理規程の改正について ……資料2
- ・ 東京 2025 世界陸上競技選手権大会 チケット販売概要について ……資料3
- ・ 「500 Days to Go！開催まであと500日！」キャンペーンを展開 ……資料4
- ・ SNS 本格稼働(5月)について ……資料5

1 改正の概要

- ▶ 財産の管理に加えて、新たに**処分に関する規定**を追加
 - ⇒ 規程の名称を「財産管理規程」から「**財産管理処分規程**」に変更

2 主な改正内容

- ▶ 財産処分の方針を規定（処分方法の優先順位を、①有償譲渡、②無償譲渡、③再生利用、④廃棄と規定）
- ▶ 財産の処分方法や処分先を適正に審査するため、外部委員が加わる「**財産管理処分委員会**」を設置
 - ※ 外部委員…弁護士、公認会計士
- ▶ 東京都等からの負担金を活用して取得した財産の処分については、東京都等との協議を踏まえて決定

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 財産管理処分規程 新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 財産管理<u>処分</u>規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）の財産の管理<u>及び処分</u>に関する基本的事項を定め、もって当法人の事業を適正かつ効率的に実施することを目的とする。</p> <p>2 当法人の財産の管理<u>及び処分</u>に関しては、別に定めるものを除くほか、本規程の定めるところによる。</p> <p>3 財産の使用、管理<u>及び処分</u>に携わるすべての役員及び職員は、財産が当法人事業目的を達成するために調達されたものであることを自覚し、善良な管理者の注意をもって、財産の適正な使用、管理<u>及び処分</u>に努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>	<p style="text-align: center;">公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 財産管理規程</p> <p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 本規程は、公益財団法人東京 2025 世界陸上財団（以下「当法人」という。）の財産の管理に関する基本的事項を定め、もって当法人の事業を適正かつ効率的に実施することを目的とする。</p> <p>2 当法人の財産の管理に関しては、別に定めるものを除くほか、本規程の定めるところによる。</p> <p>3 財産の使用、管理に携わるすべての役員及び職員は、財産が当法人の事業目的を達成するために調達されたものであることを自覚し、善良な管理者の注意をもって、財産の適正な使用、管理に努めなければならない。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p>

一 財産 当法人の所有に属する財産及び使用のため保管する財産（ただし、金銭、当法人財務規程第 46 条第 2 項に定める投資活動に属する資産、債権並びに他の規程等により管理及び処分するものを除く。）

二 管理（現行のとおり）

三 処分 使用を終えた財産の返却、譲渡又は廃棄等を行うこと

第 3 条（現行のとおり）

第 2 章 財産の管理及び処分に係る組織

（財産の管理及び処分の指導統括）

第 4 条 財産の管理及び処分に関する事務の指導統括は、当法人財務規程第 3 条に定める経理責任者が行う。

2（現行のとおり）

3 財務部長は、財産の管理及び処分の適正を期するため、財産に関する制度を整え、必要な調整を行う。

（財産の管理及び処分の分掌）

第 5 条 部又はこれに準ずる組織等（以下「部等」という。）において使用する財産の管理及び処分は、当該部等の部長級の職員又はこれに準ずる職にある者（以下「部長等」という。）が行うものとする。

2 部長等は、その所管に属する財産の管理及び処分について、常に最善の注意を払い、経済的かつ効率的に行うようにしなければならない。

（財産取扱主任及び財産取扱者の設置）

一 財産 当法人の所有に属する財産及び使用のため保管する財産（ただし、金銭、当法人財務規程第 46 条第 2 項に定める投資活動に属する資産、債権並びに他の規程等により管理するものを除く。）

二 管理（略）

（新設）

第 3 条（略）

第 2 章 財産の管理に係る組織

（財産の管理の指導統括）

第 4 条 財産の管理に関する事務の指導統括は、当法人財務規程第 3 条に定める経理責任者が行う。

2（略）

3 財務部長は、財産の管理の適正を期するため、財産に関する制度を整え、必要な調整を行う。

（財産の管理の分掌）

第 5 条 部又はこれに準ずる組織等（以下「部等」という。）において使用する財産の管理は、当該部等の部長級の職員又はこれに準ずる職にある者（以下「部長等」という。）が行うものとする。

2 部長等は、その所管に属する財産の管理について、常に最善の注意を払い、経済的かつ効率的に行うようにしなければならない。

（財産取扱主任及び財産取扱者の設置）

第6条 部長等は、財産の管理及び処分を適正かつ円滑に行うため、当該部等に所属する課長又はこれに準ずる職にある者の中から、財産取扱主任(以下「取扱主任」という。)となる者を任命し、当該部等に所属する課長代理又はこれに準ずる職にある者の中から、財産取扱者(以下「取扱者」という。)となる者を任命する。ただし、取扱者については、必要があると認めるときは、当該部等に所属する主任又は主事の中から任命することができる。

2 (現行のとおり)

3 取扱主任及び取扱者は、その所管に属する財産の管理及び処分事務の処理を推進するものとし、その職務は別に定める。

第3章 基本方針及び職員の職務

第7条及び第8条 (現行のとおり)

(保管)

第9条 取扱者は、その所管に属する財産を、常に良好な状態で使用又は処分をすることができるように整理し、保管しなければならない。

2 (現行のとおり)

第10条～第13条 (現行のとおり)

(財産の処分の基本方針)

第14条 部長等は、その所有に属する財産を処分(返却を除く。以下、本条において同じ。)しようとするときは、経済合理性の観点から、適正な対価

第6条 部長等は、財産の管理を適正かつ円滑に行うため、当該部等に所属する課長又はこれに準ずる職にある者の中から、財産取扱主任(以下「取扱主任」という。)となる者を任命し、当該部等に所属する課長代理又はこれに準ずる職にある者の中から、財産取扱者(以下「取扱者」という。)となる者を任命する。ただし、取扱者については、必要があると認めるときは、当該部等に所属する主任又は主事の中から任命することができる。

2 (略)

3 取扱主任及び取扱者は、その所管に属する財産の管理事務の処理を推進するものとし、その職務は別に定める。

第3章 基本方針及び職員の職務

第7条及び第8条 (略)

(保管)

第9条 取扱者は、その所管に属する財産を、常に良好な状態で使用をすることができるように整理し、保管しなければならない。

2 (略)

第10条～第13条 (略)

(新設)

による譲渡によりこれを行わなければならない（以下、本項に基づく譲渡を「有償譲渡」という。）。なお、経済合理性の判断にあたっては、譲渡価格の多寡のほか、譲渡にあたり当法人に生じ得る費用負担について考慮に入れなければならない。

2 部長等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、財産を無償で譲渡することができる（以下、本項に基づく譲渡を「無償譲渡」という。）。

一 前項に定める経済合理性を判断するにあたり、同項後段に定める費用負担の免除を得られること等の事情が存することにより、特定の譲渡先に無償譲渡する方が、当該譲渡先以外の者に有償譲渡を行うよりも、経済合理性の観点から適切と認められるとき。ただし、正当な理由なく当該譲渡先に対して特別の利益を与えることとなるものではない場合に限る。

二 前項に基づく適切な有償譲渡先が見当たらず、かつ、前号に基づく無償譲渡も行えない場合であって、経済合理性を踏まえ適切と認められるとき

三 前2号に定めるほか、当法人の事業目的及び経済合理性を踏まえ、経理責任者が定める要件を満たすとき

3 部長等は、有償譲渡及び無償譲渡のいずれもが困難であると認められる財産については、委託等による再生利用を行わなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、同項の財産について、同項の再生利用が困難であるときは、部長等は、これを廃棄することができる。

5 第3条第2号ロに定める消耗品に該当するものは、通常、適正な使用によって消費又は消耗するため、未使用品についてのみ適正に処分を行うこととする。

6 財産の処分方法の決定にあたっては、あらかじめ第18条に定める財産

<p><u>管理処分委員会に付し、その承認を得るものとする。なお、他の委員会等において、財産管理処分委員会におけるものと同様の審査等を行う場合は、当該審査等の結果を活用することができる。</u></p>	
<p><u>7 財産の処分に関するその他の事務については、財務部長が定める。</u></p>	
<p><u>(再生利用等に係る手続の特例)</u></p>	(新設)
<p><u>第 15 条 使用中又は保管中の財産が、破損等によりいかなる用途にも供することができず、かつ、適正な対価による譲渡を行うことができない場合にあっては、直ちに当該財産を再生利用等により処分することができる。</u></p>	
<p><u>(補助事業等に係る財産の処分)</u></p>	(新設)
<p><u>第 16 条 第 14 条及び第 15 条の規定にかかわらず、国や東京都等の補助事業、負担金事業等により取得等をした場合の財産の処分については、国や東京都等との協議等を踏まえて決定する方法によるものとする。</u></p>	
<p><u>(債務の履行として行う財産の処分)</u></p>	(新設)
<p><u>第 17 条 第 14 条の規定は、同条第 1 項に定める財産の処分のうち、WORLD ATHLETICS との契約その他の契約等に基づきその債務の履行として行うものについては、適用しない。</u></p>	
<p><u>2 当法人の債務として前項の財産の処分を定める契約等を締結する場合は、第 18 条に定める財産管理処分委員会に付し、その承認を得るものとする。なお、他の委員会等において、財産管理処分委員会におけるものと同様の審査等を行う場合は、当該審査等の結果を活用することができる。</u></p>	
<p><u>(財産管理処分委員会の承認)</u></p>	(新設)

第 18 条 部長等は、次の各号に掲げる事項について、財産管理処分委員会に付し、その承認を得るものとする。ただし、付議を要しない財産として経理責任者が定めるものについては、この限りでない。

- 一 財産の処分方法及び処分先の決定に関すること
- 二 その他財産の管理及び処分に関する重要なこと

2 前項にかかわらず、他の委員会等において、財産管理処分委員会におけるものと同様の審査等を行う場合は、当該審査等の結果を活用することができる。

(管理処分台帳による記録等)

第 19 条 部長等は、財産の管理及び処分にあたっては、第 3 条に定める区分に応じて、財務部長が定める管理処分台帳、又は部長等が財務部長と協議の上定める台帳に記録して整理しなければならない。なお、台帳の作成にあたっては、数量を第 3 条に定める品名等の区分ごとに一括して記録する等財務部長が定める方法によることができる。

- 2 (現行のとおり)
- 3 (現行のとおり)
- 4 その他財産の管理及び処分に関する事務については、財務部長が定めるところに従って行う。

(事務引継ぎ)

第 20 条 (現行のとおり)

- 2 (現行のとおり)

(経理責任者の検査)

(管理台帳による記録等)

第 14 条 部長等は、財産の管理にあたっては、第 3 条に定める区分に応じて、財務部長が定める管理台帳、又は部長等が財務部長と協議の上定める台帳に記録して整理しなければならない。なお、台帳の作成にあたっては、数量を第 3 条に定める品名等の区分ごとに一括して記録する等財務部長が定める方法によることができる。

- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 その他財産の管理に関する事務については、財務部長が定めるところに従って行う。

(事務引継ぎ)

第 15 条 (略)

- 2 (略)

(経理責任者の検査)

第 21 条 経理責任者は、必要があると認めるときは、自ら、又は財産の管理及び処分を行う部等に所属する職員の中から検査員を命じ、当該検査員をして、取扱主任又は取扱者の取扱いに係る財産の管理及び処分事務について直接検査をすることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、関係人に対する照会その他実地に調査をすることができる。

2 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

(部長等の監督責任)

第 22 条 部長等は、財産の管理及び処分事務について、当該部等の取扱主任及び取扱者を監督しなければならない。

(管理及び処分事務の例外措置)

第 23 条 部長等は、財産の管理及び処分事務において、本規程の定めによることが適切でないと認める場合は、財務部長と協議の上、別の取扱いを定めることができる。

第 4 章 雑 則

(委任)

第 24 条 (現行のとおり)

附 則

本規程は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

第 16 条 経理責任者は、必要があると認めるときは、自ら、又は財産の管理を行う部等に所属する職員の中から検査員を命じ、当該検査員をして、取扱主任又は取扱者の取扱いに係る財産の管理事務について直接検査をすることができる。この場合において、特に必要があると認めるときは、関係人に対する照会その他実地に調査をすることができる。

2 (略)

3 (略)

(部長等の監督責任)

第 17 条 部長等は、財産の管理事務について、当該部等の取扱主任及び取扱者を監督しなければならない。

(管理事務の例外措置)

第 18 条 部長等は、財産の管理事務において、本規程の定めによることが適切でないと認める場合は、財務部長と協議の上、別の取扱いを定めることができる。

第 4 章 雑 則

(委任)

第 19 条 (略)

附 則

本規程は、令和 5 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年 月 日から施行する。

附 則

本規程は、令和6年4月1日から施行する。

(新設)

2024年4月26日
公益財団法人東京 2025 世界陸上財団

5月1日は、東京 2025 世界陸上 500 日前 「500 Days to Go ! 開催まであと 500 日 ! 」キャンペーンを展開

東京 2025 世界陸上まであと 500 日。東京 2025 世界陸上財団は、500 日目の節目である 5 月 1 日（水）から 1 か月間を、「500 Days to Go ! 開催まであと 500 日 ! 」キャンペーン期間と位置付けて、さまざまなプロモーションを展開します。

5 月 1 日（水）、チケット販売概要・ファン ID 登録キャンペーン、ボランティア募集の概要を発表します。その後も、大会ロゴの発表などさまざまな発信を予定しています。

各種情報は随時ご案内するほか、公式サイト内に設ける「500 日前特設ページ」からも確認いただけます。

【500 日前特設ページ URL】

<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/500-days-to-go>

※5 月 1 日（水）オープン。順次、内容を更新します。



5 月 1 日（水）「500 Days to Go ! 開催まであと 500 日 ! 」プロモーション

■ 500 日前メッセージ

選手などから、500 日目の節目に東京 2025 世界陸上への思いや意気込みなどのメッセージをいただきます。

■ チケット販売概要発表

チケット価格帯、枚数、販売方法、販売開始時期などを発表します。

■ 東京 2025 世界陸上ファン ID 登録受付開始

ID 登録していただくと、先行販売においてチケットを購入できるほか、大会の最新情報をメールで受け取れます。

■ ボランティア募集について

今後のボランティア募集の概要を発表します。

■ SNS 本格稼働

みんなで世界陸上を盛り上げよう！ SNS、公式サイトなどを中心に WEB プロモーションを展開します。

公式サイト <https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25/>

X <https://twitter.com/WATokyo25>

Instagram <https://www.instagram.com/wchtko25/>

YouTube www.youtube.com/@WATokyo25



公式サイト



X



Instagram



YouTube

5月13日（月）東京2025世界陸上大会ロゴ発表メディアイベント

東京2025世界陸上の象徴となる大会ロゴを発表！2023年11月から一般公募を行い、選定委員会による選考を経て決定したロゴをいよいよ発表します。

本メディアイベントの詳細は、5月8日（水）に別途報道関係者にご案内いたします。なお、一般観覧は行いません。

日時：2024年5月13日（月）13時45分～15時（予定）

場所：国立競技場（所在地：東京都新宿区霞ヶ丘町10-1）

内容：大会ロゴの発表、フォトセッション、小学生とアスリートの交流

※ライブ配信予定

ゲスト：ロゴデザイン作者、選定委員会委員長、アスリートほか（予定）

ロゴデザインキッズ向け企画、受付中！

本年2月より特設サイト上で実施している、ロゴデザインキッズ向けお絵描き企画の受付期間を5月末まで延長します。投稿いただいた作品は、大会の盛上げに活用していきます。どなたでも、お一人何回でも投稿できますので、お気軽にご参加ください！

※お絵描きツールの使い方、データの投稿方法は動画でご案内しています。

URL：<https://www.watokyo25logo.com>



5月19日（日）国立競技場に東京2025世界陸上ブース出展！

日時：2024年5月19日（日）11時45分～17時（予定）

場所：国立競技場「セイコーゴールドングランプリ陸上2024東京」会場内

本プレスリリースに関する問い合わせ

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団 広報担当

E-mail : press@WATokyo25.com



東京 2025 世界陸上公式サイトはこちら

<https://worldathletics.org/jp/competitions/world-athletics-championships/tokyo25>

東京 2025 世界陸上競技選手権大会の概要

主催	ワールドアスレティックス（WA、世界陸連）
大会期間	2025年9月13日（土）から21日（日）まで 9日間
会場	国立競技場ほか（マラソン、競歩は都内での実施を予定）
参加選手数	約 2,000 名
参加国・地域数	約 210 カ国・地域
種目数	49 種目（予定）

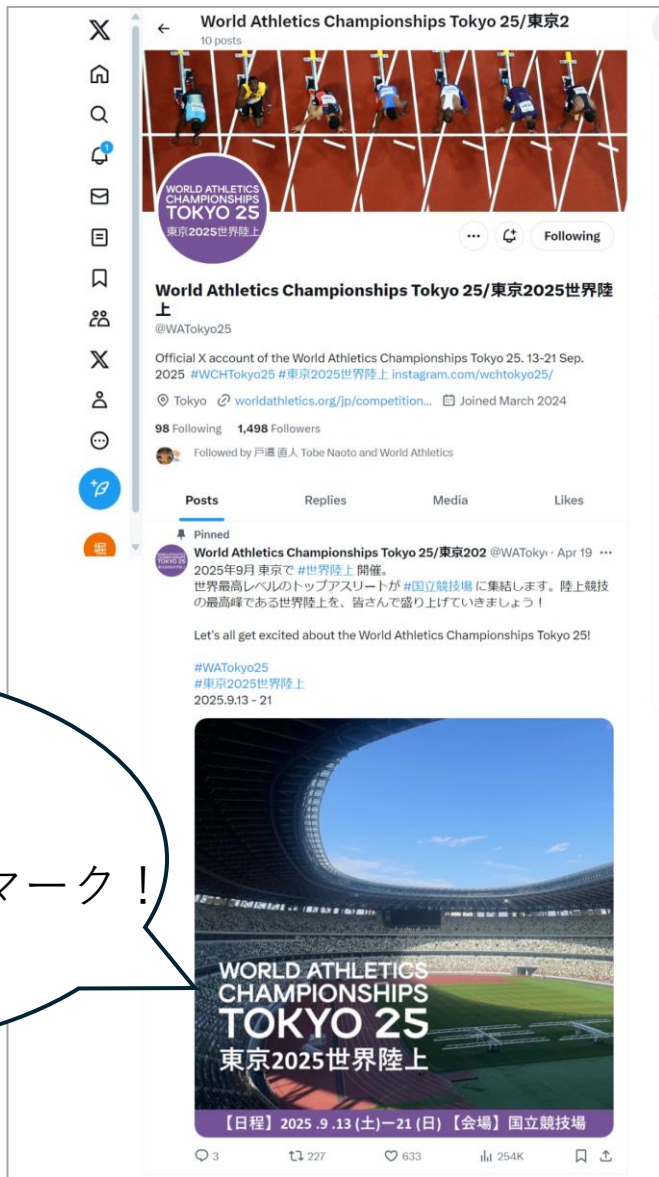
WORLD ATHLETICS PARTNERS



4月19日(金)より、X、Instagramの運用を開始。YouTubeは5月1日(大会500日前)開始予定



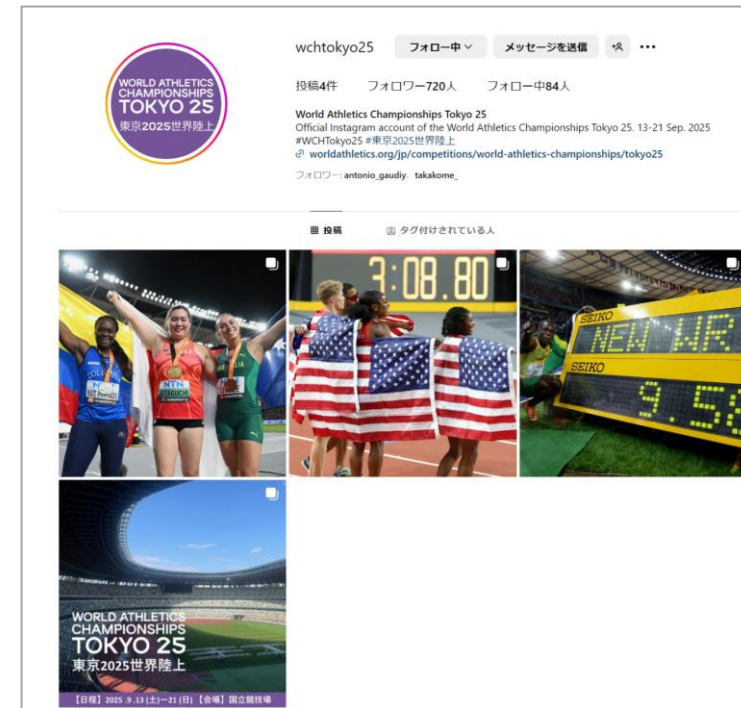
@watokyo25



投稿初日で**23万**
インプレッションをマーク！



@wchtokyo25



@watokyo25

5月1日始動予定